様式１－６

誓　約　書

「本庁舎ほか１６施設照明ＬＥＤ化ＥＳＣＯ事業」に関する公募型プロポーザルへの応募に当たり、以下の事項について誓約します。

１　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４及び広島市契約規則（昭和３９年広島市規則第２８号）第２条の規定に該当していない者であること。

２　公示日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止の措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

３　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律７７号）第３条又は第４条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者であること。

４　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしていない者であること。

５　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第２条の規定により、なお従前の例によることとされている更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和２７年法律第１７２号。以下「旧法」という。）第３０条第１項及び第２項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下「更生手続開始の申し立て」という。）をしていない者又は申し立てをなされていない者であること。ただし、同法第４１条第１項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合に当たっては、更生手続開始の申し立てをしなかった者又は更生手続開始の申し立てをなされなかった者とみなす。

６　最近１年間の法人税、事業税、地方税を滞納していない者であること。

７　省エネルギー効果を計測・検証することができる者であること。

　　なお、計測・検証については、官庁施設におけるＥＳＣＯ事業導入・実施マニュアル（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）で示すオプションＡとし、使用電力量の実測は行わず、カタログデータ等で机上計算を行うものとする。

以上

令和　　年　　月　　日

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職氏名